	作業用	上腕部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前腕部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義足用	常用	股部		10,200	
		大腿部	木製	30,300	
			アルミニウム、セルロイド	30,600	
			熱硬化性樹脂	31,600	
		下腿部	木製	26,400	
			アルミニウム、セルロイド	27,700	
			熱硬化性樹脂	31,100	
		足部	軟性発泡樹脂	14,200	
	作業用	大腿部		58,300	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下腿部		27,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

1　義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。

2　果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

3　肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。

4　股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

5　熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

20,200	20,800
10,150	10,400
20,000	20,600
10,100	10,500
9,200	9,500
17,100	17,600
7,450	7,700

別表の1の(1)のヱの㈣中

4,800	を	4,950
2,300		2,350
2,300		2,350
4,850		5,000
14,300		14,800
6,950		7,200
6,050		6,250
8,300		8,600
1,550		1,600
2,000		2,050
8,300		8,600
2,150		2,200
10,700		11,100
8,250		8,550

に改める。

別表の1の(1)のヱの㈭中

5,250	を	5,450
14,500		15,000
1,850		1,950
5,400		5,550
14,100		14,500
1,650		1,700
5,300		5,450
11,100		11,400
1,750		1,800
9,500		9,900
15,900		16,500
3,050		3,200
7,850		8,150
14,300		14,700
2,750		2,850
7,150		7,400
12,400		12,800
2,450		2,550
4,850		5,000
3,300		3,450
3,200		3,300
1,000		1,050

に改める。